

八問 第二項により韓国人の所有する物が、保管者たる日本国又は日本国民に「帰属」とするというのは、いかなる意味か。

✓
答 韓国人の当該物についての所有権が、日本国又は日本国民に移転的に帰属する趣旨である。従つて、その取得者が完全に權利を主張し得るには、占有移転（動産）又は登記（不動産）によつて對抗要件を備えることが必要である。

九問 日本人が日本国内において保管中の不動産を、所有者たる在韓韓国人が昭和四〇年六月二二日以後法律施行までの間に第三者に譲渡した場合の法律関係いかん。

答 第二項の規定により六月二二日現在において韓国人の不動産所有権は、保管者たる日本人に移転的に帰属するが、元所有者たる韓国人が第三者にその後譲渡すれば、二重譲渡をした結果となるので、保管者たる日本人又はその第三者のいずれか一方が所有権移転の登記を経た場合には、その者が對抗要件を備えたこととなつて、他の一方に優先する。

（第三者が對抗要件を備えた場合には、保管者たる日本人は、元所有者たる韓国人に対し、現存利益の範囲内において不当利得返還請求権を取得する。）

✓
（保管者たる日本人が對抗要件を備えた場合には、第三者は、元所有者に対し、譲渡契約を解除して代金の返還を請求し得る。）

× 保管者たる日本人が、
他人の物の占有を
解除し、
返還を請求し得る。

543

(譲渡当時においては、法律は施行されておらず、元所有者たる韓国人は、その当時においては所有権者とされていたものであるから、第三者に不動産を譲渡しても、詐欺罪又は横領罪が成立することはない。)

一〇問 法律施行後不動産の元所有者たる韓国人がその不動産を第三者に譲渡した場合の法律関係いかん。

答 私法上の法律関係としては、法律施行前における譲渡と異なるところはない。

(保管者たる日本人に一たん権利が帰属した後、二重譲渡が行なわれたこととなるので、一般の二重譲渡の場合と同様に詐欺罪又は横領罪が成立することがあり得る。)

一一問 日本人が日本国内において保管中の動産を、所有者たる在韓韓国人が昭和四〇年六月二二日以後第三者に譲渡した場合の法律関係いかん。

答 不動産の場合と同様に対抗要件（占有）を具備した者が優先的に権利を取得する。この場合の占有移転は、現実の引渡しに限られず、指図引渡し等の簡易な方法によることも、もとより差し支えない。また、動産であるから、不動産の場合と異なり、場合によつては、即時取得の規定が適用される場合も生じ得る。

一二問 法律第二項後段の規定により、未発行株式について発行会社が株券を保管するものとみなす旨定めた理由いかん。

答 株券が発行されている場合には、第二項前段の規定によりその株券の保管者が株券従つて株式（株主権）を取得することとなるが、株券が発行されていない場合には、同項前段の規定が働く余地がなく、株式（株主権）自体の帰属を定め得ないこととなるので、この場合には、前段の場合との均衡を考慮に置いて、発行会社が株券を保管するものとみなして、発行会社に株式を帰属させることとした。この場合には、発行会社が自己株式を取得することとなるが、無償で取得するのであり、かつ、この措置限りのものであるから、特に弊害が生ずるものとは考えられない。

一三問 法律第三項の趣旨いかん。

答 有価証券自体については、第二項の規定により帰属が定められるのであるが、韓国に居住する大韓民国国民又は韓国政府が有価証券（主として株券）を現に保有している場合には、その有価証券自体の帰属を定めることはできない（協定第二条三参照）。しかし、証券に化体されている権利そのもので、日本国又は日本国民に対するものについては、措置の対象となし得るものであるから、第三項により昭和四〇年六月二二日以後その権利の行使を棚上げすることとしたのである。

一四問 第三項において、権利を消滅させる等の措置をとらないで、特に「権利に基づく主張をすることができない」とした理由いかん。

答 第三項の対象となる権利は、証券に化体されている権利であるから、証券と離して権利のみの帰属を定めることは不可能である。即ち、仮にこれらの措置をとることとしても、証券自体は転讓流通して有効に第三者に帰属し得るものであり、その証券の取得者はこれを保有して権利を行使することができるところとなるのであるから、証券から游離した権利のみの帰属等を定めることは、事柄の性質上できない。そこで、協定第二条三に該当する財産を化体する証券を保有する韓国又はその国民である限り、その証券に化体された権利に基づく主張をさせないこととして、最少限度の措置を講ずることとしたのである。

更に、権利（株式）の消滅の措置をとらなかつた理由は、(1)

いかなる権利があるかが具体的に確定し得ないこと、(2)従つて定足数が不明確となること、(3)株券と分離して株式のみを消滅させる場合には、更に株券についても失権措置を必要とするが、この場合、いかなる株券がこれに該当するかを確認することが不可能であること等の理由によるのである。

一五問 韓国政府又は在韓韓国人がその有する有価証券を第三者に譲渡した場合は、どうか。

答 大韓民国又はその国民が、有効にその有する有価証券を第三者（大韓民国国民以外の者）に譲渡すれば、その第三者は、その証券に基づいて権利を行使することができる。

一六問 第三項を特に設ける趣旨は、どこにあるか。

答 大韓民国政府は、日本の株式会社の株券を多数（軍令第三三号により接収され、譲与されたもの）保有しているので、主としてその株券に化体された権利の行使のみを棚上げしようとするものである（大韓民国政府が、これらの株券を取得して、名義書換えをし、正規の株主となつてゐるか否かは、明らかでない。）。

一七問 「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」の趣旨いかん。

答 この政令は、昭和二五年二月二八日政令第二二号として公布施行されたものであるが、昭和二七年三月三十一日法律第四三号により法律としての効力を有することとなつてゐる。

この政令の趣旨は、国外居住外国人（(1)日本国籍を有せず本邦内に住所、居所のない者、(2)日本国籍を有するが本邦内に本籍も住所、居所も有しない者、(3)外国法人で本邦内に本支店、事務所を有しないもの等）に対する債務を弁済するための便宜のため、供託法による手続の特例を設けたものである。

その内容としては、(1)債務の履行地を東京都千代田区とすること、(2)多数の債権者に対して一括供託の方法を認めたこと、(3)債権の消滅時効の完成を停止したこと、(4)供託物を一般の場合とは区分して保管するものとしたこと、(5)供託通知を要しな

いこととしたこと等である。

一八問 「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」によりなされた供託の実情いかん。

答 国外居住外国人に対する供託の実情は、次のとおりである。

(一) 供託金

昭和四〇年一〇月一日現在の総件数四五四件、総金額二三一、四〇七、八一六円であつて、昭和二五年の七七件（一一、二八三、九二一円）を始めとし、昭和二六年の一七九件（八二、七一、八〇二円）が最高であり、昭和三八年の二件（四、六六八円）が最低であり、昭和三六年、昭和四〇年はゼロとなつてゐる。

(二) 供託有価証券

総件数二四件、総券面額六六、七七四、一〇〇円であるが、昭和二六年の一三件（一、三三一、〇〇〇円）を始めとし、昭和三一年に二件（三、七〇〇円）、昭和三二年に二件（二

五、〇〇二、四〇〇円）、昭和三四年に七件（四〇、四三七
〇〇〇円）となっている。

一九問 「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託
の特例に関する政令」により、朝鮮人に対してなされた供託の
実情いかん。

答 朝鮮人のみに対する件数等は、昭和四〇年一〇月一日現在の
概数を示せば、次のとおりである。

(一) 供託金		
(1) 件数	(2) 人員	(3) 金額
二五九件	一一六、五一六人	一〇七、八〇八、六六三円
(二) 供託有価証券		
(1) 件数	(2) 人員	(3) 券面額
一四件	一、九七七件	二〇、九五八、二五〇円

二〇問 朝鮮人に対する供託金額は、一人につきどの程度か。

答 朝鮮人関係については、最高三一七、五〇四円、最低八銭、平均九二五円となっている。

二一問 供託金等について従来還付請求等がなされたことがあるか。

答 朝鮮人については、還付請求のあったものは、殆どない。しかし、供託者において取戻請求をしたものは、次のとおりである。

(一) 供託金

(二) 供託有価証券

(1)	件数	二〇件
(2)	人員	三七人
(3)	金額	六四、八〇八円
(1)	件数	三件
(2)	人員	三人
(3)	券面額	二六、四〇〇円

二二問 法律の施行により該当する供託物の還付請求権、取戻請求権はどうなるか。

答 該当韓国人の有する還付請求権が消滅することは、当然である。取戻請求権は消滅しないが、既に供託後一〇年を経過しているものについては、消滅時効が完成している（還付請求権は、政令第七条の規定により消滅時効の完成が停止されている。）。

二三問 法律の施行により韓国人の供託物還付請求権が消滅した場合に、政府はいかなる措置をとるか。

答 供託物還付請求権が時効によつて消滅した場合と同様であるから、供託物は国の一般歳入に繰り入れることとなる。

二四問 法律の施行後、朝鮮人から供託物還付請求があつた場合、
国としてはいかなる手続をとることとなるか。

答 該当する供託物還付請求権であるかどうかを確認する必要があるが、(1)供託所としては単に供託者(主務大臣を含む)から供託物を保管しているにすぎないこと、(2)供託者が還付請求権者に還付承諾書を交付すれば、これによつて還付請求をすることができることとなつていたので(政令第一〇条)、各案件につき還付すべからざるものであるかどうか換言すれば当該韓国人の還付請求権が消滅したかどうかを、各供託者側から確認を得る等の方法により処理する外はない。



訂正のお知らせ

さきに差し上げました「第五〇回臨時国会資料(財産権処理関係)」
中

一九問(37頁)及び二一問(41頁)を別紙と差し替え願います。

法務省民事局

一九問 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二五年政令第二二号）による供託金及び供託有価証券で朝鮮人関係のものの額及びその内訳を示せ。

答 昭和二五年政令第二二号によつて供託されている金銭及び有価証券で朝鮮人が被供託者となつてゐるものの額及びその内訳は、昭和四十年十月一日現在において次のとおりである。

一、供託金

(1) 総額

一〇四、五六四、八九七円

(2) 内訳

(イ) 閉鎖機関等の未払給与及び残余財産分配金等（大蔵省関係）

七、九九九、六六九円

(ロ) 旧軍人軍属に対する未払給与等（厚生省関係）

九一、三六四、〇〇一円

(ハ) 応徴船員に対する未払給与等（運輸省関係）

二、供託有価証券

(一) その他(未払給与等) 四、四一五、七五九円

(二) 総額 七八五、四六八円

(1) 内訳 二〇、九五八、二五〇円

(イ) 閉鎖機関等の残余財産分配金に代わる株券(大蔵省関係)

二〇、一八〇、一〇〇円

(ロ) その他(保管株券等) 七七八、一五〇円

二二問 昭和二五年政令第二二号による供託で朝鮮人関係のものにつき、還付請求又は取戻請求がなされたことがあるか。

答

一、被供託者から還付請求があつたものは、次のとおりである。

(1) 供託金

(イ) 件数 二件

(ロ) 人員 二人

(ハ) 金額 二九、四五三円

(2) 供託有価証券

(イ) 件数 一件

(ロ) 人員 一人

(ハ) 券面額 一七、五〇〇円

二、供託者が取戻請求をしたものは、次のとおりである。

(1) 供託金

(イ)	件数	二〇件
(ロ)	人員	三七人
(ハ)	金額	六四、八〇八円
(2)	供託有価証券	
(イ)	件数	三件
(ロ)	人員	三人
(ハ)	券面額	二六、四〇〇円

秘

法務省民事局

財産権処理と国籍確認について

4 一問 財産権の処理に当つては、朝鮮人につき韓国人かどうかを確認する必要があるが、朝鮮在住者については、どのような確認方法を講ずるか。

答 政府としては、各種資料に基づいて朝鮮における居住関係を調査し、その結果南鮮に居住する韓国人と一応認められる者について、韓国政府（又はその代表機関）に照会し、韓国人であることを確認した上で、その財産権を処理したい考えである。

二問 北鮮に居住している朝鮮人は、財産権処理の関係では、どのように取り扱う考えか。

2

答 朝鮮における現実の事情としては、韓国政府の実際の支配と管轄権は、いわゆる北鮮地域には及んでいないのであり、かつ、この趣旨は、国連決議と日韓基本関係条約においても示されている。従つて、日韓条約に基づく財産権処理の対象者を考えるに当つては、政府としては、北鮮地域に居住している者は、韓国の支配外にある者従つて韓国人たることの確認を韓国政府から得られる見込のない者と考へて、一応対象から除外すべきものであると考へる。

三問 在日朝鮮人について、その財産権が処理の対象となるかどうかを確認する方法いかん。

答 在日朝鮮人については、その者の所持している旅券、登録証、居住関係等を調査し、更に必要に応じて韓国代表機関に照会する等の方法により韓国人であるかどうかを確認し、また、わが国で行なっている外国人登録等により、従前の日本国内での居住期間を確認することができるので、これらの方法により、その財産権が処理の対象となるかどうかを確認することができる。

四問

国籍確認のため、韓国政府等に照会する場合には、韓国側としては、すべて韓国人なりとし又はすべて韓国人にあらずとして、自己の都合のみによつて無責任な回答をしてくる危険性はないか。

答

日韓条約が効力を生ずれば、日韓間には正常かつ友好的な国際関係が確立するのであるから、国際信義からいつてもそのような無責任な回答が政府によつて発せられるようなことは、およそ想像することもできない。

大 蔵 省

韓国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）

／ 韓国及びその国民（法人と含む。以下同じ。）の財産、権利及び利益（次に掲げるものと除く。）で昭和四十年六月二十三日に現に本邦の管轄の下にあつたものは、政令で定めるものと除き、同日において消滅したものとする。

一 韓国の国民で昭和三十年八月十五日から昭和四十年六月二十三日までの間に本邦に引き続き一年以上在住したものの財産、権利及び利益

二 昭和三十年八月十五日以後における本邦と韓国との間並びに両国民間の貿易その他通常の接触の過程において取得され、又は本邦の管轄の下に入った財産、権利及び利益

乙 日本国との平和条約第二条に掲ぐる地域（韓国を除く。）の施政を行なっている当局及びその住民（法人その他政令で定める者と含む。）の財産、権利及び利益で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあつたものについては、当該住民と本邦の国民との間の通常の接触の過程において当該住民により取得された財産、権利及び利益その他政令で定めるものを除き、当該地域に係る者がこれらに基づく権利の行使及び主張をすることができないものとする。

3 前三項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

84 100

DIRECT COPY SYSTEMS

(題8)

協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法を本

口韓

四〇・七・二〇

韓国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案（検討試案）

1

大韓

韓国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産及び請求権

に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条に規定する財産、権利及

び利益で昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあつたもの

（協定第二条に定めるものを除く。）については、同日において

政令で定めるところによりその権利

これらに係る権利及び利益が失われたものとする。ただし、政令

で定めるものについては、この限りでない。

2 日本国との平和条約第二条(a)に掲げる地域（韓国を除く。）の住

民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、権利及び利益で、
（前項に規定する財産、権利及び利益に相当するもの）

昭和四十年六月二十二日に現に本邦の管轄の下にあつたものについ

ては、（当分の間）政令で定めるものを除き、これらに係る権利の行使及び主張

をすることができないものとする。
（ことごとく）

3 前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

四〇・七・二九

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する
日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産
に関する特別措置法案（検討試案）

1 大韓民国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産及び請

求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国

との間の協定（以下「協定」という。）第二条3に規定する財産、

権利及び利益で昭和四十年六月二十二日に本邦の管轄の下にあつた

もの（同条2に定めるものを除く。）については、政令で定めると

ころにより、その權利を失わせることができる。

2 日本国との平和条約第二条(a)に掲げる地域（韓国を除く。）の住民（法人その他政令で定める者を含む。）の財産、權利及び利益で前項に規定する財産、權利及び利益に相当するものについては、当分の間、政令で定めるところにより、その權利の行使を停止することができる。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

四〇・九・一三

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱（案）

一 大韓民国及びその国民（法人を含み、昭和二十二年八月十五日から昭和四十年六月二十二日までの間に本邦に引き続き一年以上居住したことがあるものを除く。）は、昭和四十年六月二十二日に本邦の管轄の下にあつた次の財産、權利及び利益（昭和二十年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は本邦の管轄の下に入つたものを除く。）について、すべての權利を失うものとする。

- 1 郵便貯金、郵便為替及び郵便振替
- 2 簡易生命保険及び郵便年金
- 3 銀行預貯金、手形法及び小切手法上の債権、送金為替、掛金、

印のみに在る韓国人の内、いりうう
在り韓国人を除く。韓国人の財産を失うものとする。

うまい合のまふ

- 貸出金その他の債権並びに保護預り、担保その他預り物件
- ④ 損害保険の未払保険金、契約の無効、失効、解除等に伴う返戻保険料及び再保険取引の収支戻並びに生命保険の解約返戻金
- ⑤ 閉鎖機関、在外会社の供託物及び新会社保管分
- ⑥ 税関保管物件
- ⑦ 法令、就業規則、労働契約等に基づく賃金、退職金、旅費、労災扶助料等の未払金及び事業主が保管する積立金、貯蓄金、有価証券等で未返還のもの
- ⑧ 恩給
- ⑨ 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令に基づく供託金
- ⑩ 未帰還者留守家族等援護法、未帰還者に関する特別措置法及び戦傷病者特別援護法に基づく援護（12に掲げるものを除く）を受ける権利

有価証券のヘビースタ
ミランより今も消すが

- 11 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金
- 12 引揚者給付金等支給法による引揚者給付金及び遺族給付金
- 13 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金
- 14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- 15 軍人及び軍属等に対する未払給与

附則。附則。

新設で附則。附則。
ふまにちまう。附則。

附則。附則。

附則。附則。
附則。附則。
附則。附則。

附則。附則。

二

一の規定は、同項の各号に掲げる財産、権利及び利益のうち次に掲げる法令（改正を含む。）に基づく措置の対象となつたものについては、同項の規定にかかわらず、すべての大韓民国国民に適用されるものとする。

- 1 大蔵省令第八八号（二〇・一〇・一五）
- 2 軍事郵便貯金等特別措置法（二九・五・一五法第一〇八号）
- 3 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（二六・政令第四〇号）
- 4 閉鎖機關令（二〇・三・一〇勅令第七四号）
- 5 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（二四・八・一政令第二九一号）
- 6 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（二五・二・二八政令第二二二号）
- 7 蔵外為第一六七号（二〇・一〇・一八）

8 蔵外為第八一二号（二一・四・八）

9 蔵管第一〇七号（二四・二・二二）

10 蔵銀第一七七号（二一・三・一九）

11 金融機関経理応急措置法（二一・八・一五法第六号）

12 金融機関再建整備法（二一・一〇・一九法第三九号）

三 一及び二に掲げる条件に該当する他の財産、権利及び利益で政令で定めるものについては、一及び二の規定を準用する。

四 一、二及び三の規定の適用を受けた財産、権利及び利益についてのすべての権利は、国に帰属する。

五 日本国との平和条約第二條(a)に掲げる地域（大韓民国を除く）の住民（日本人以外の者を含む。）の財産、権利及び利益で一、二及び三に定める財産、権利及び利益に相当するものについては、当分の間、その権利の行使を停止する。

六 この法律の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

あつた。

5

前記を以て、拾得

附 則
この法律は、協定発効の日から施行する。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案の要綱（案）

大韓民国及びその国民（法人を含む。）の次に掲げる財産、権利及び利益であつて財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二條に該当するものについては、政令で定めるところによりその権利が失われたものとする。

- 1 郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金
- 2 簡易生命保険及び郵便年金
- 3 銀行預貯金並びに手形法及び小切手法上の債権、送金為替、掛金、貸出金その他銀行に対する債権
- 4 損害保険及び生命保険

- 5 閉鎖機関又は在外会社の新会社に対する債権
6 税関保管物件
7 賞金、退職金、旅費、労災扶助料等の未払金及び事業主が保管する積立金、貯蓄金、有価証券等で未返還のもの
8 恩給に關する給付
9 国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託金
10 未帰還者留守家族等及び戦傷病者に対する援護を受ける権利
11 戦傷病者、戦没者遺族に対する障害年金及び遺族年金
12 引揚者給付金及び遺族給付金
13 戦没者等の妻に対する特別給付金
14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
15 軍人及び軍属等に対する未払給与
16 農業保険
17 朝鮮總督府、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易保険及び郵便年金

18 並びに朝鮮食糧管理の各特別会計に係る債権
その他政令で定めるもの

二 一に定める財産、権利及び利益で、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていたものについては、一の規定を適用しない。

三 日本国との平和条約第二條(a)に掲げる地域（大韓民国を除く。）の住民（法人その他政令で定めるものを含む。）の財産、権利及び利益で、一に定める財産、権利及び利益に相当するものについては、当分の間、その権利の行使を停止する。

附 則

この法律は、協定発効の日から施行する。

注
問題点

- 1 一般私人間の債権債務 同前
- 2 時効の問題
- 3 終戦前の貸与財産の返還請求
- 4 消滅した権利の帰属
- 5 北鮮関係の財産についての権利の停止

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する
日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う韓国人の財産に
関する特別措置法（案）

第一條 日本国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）に対する
大韓民国のすべての債権並びに日本国に対する大韓民国の国民の
すべての債権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並び
に経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」
という。）第二條に該当するものについては、その権利が消滅
したものとする。

第二條 日本国の国民に対する大韓民国の国民のすべての債権であ
つて、協定第二條に該当するものについては、その権利を主張
することができないものとする。ただし、債務者が任意に弁償を
行なうことを妨げるものではない。

第三條 前二條に定める債權を除くほか、大韓民国及びその国民の物件^{（持分）}その他の財産權（持分を含む。）であつて、協定第二條に該当するものについては、政令で定めるところによりその權利を消滅させることができる。

第四條 前三條の規定は、当該債權、物件^{（持分）}その他の財産權が昭和四十年六月二十二日において第三者の權利の目的となつていた場合には、その權利が存続する限りにおいて、適用しない。

第五條 この法律の適用^{（実施）}に關して必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する
日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権
等に関する特別措置法（案）

第一条 日本国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）に対する
大韓民国のすべての債権並びに日本国に対する大韓民国国民のす
べての債権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに
経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」
という。）第二条にいう財産、権利及び利益に該当するものに
ついては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅した
ものとする。

第二条 日本国国民に対する大韓民国国民のすべての債権であつて、
協定第二条にいう財産、権利及び利益に該当するものについて
は、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものと

する。ただし、債務者が任意に弁償^済を行なうことを妨げない。

第三条 前二条の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていた債権については、その権利が存続する限りにおいて、適用しない。

第四条 第一条及び第二条に定める債権を除く大韓民国及びその国民の物権その他の財産権であつて、協定第二条にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、政令で定めるところによりその権利を消滅させ又は国へ帰属させることができる。、、、させるものとする。)

第五条 この法律の実施に關して必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

四〇・九・二〇

財産及び請求権に關する問題の解決並びに経済協力に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法(案)

郵送、不効を含まむ。

第一条 日本国並びに^{公共団体及び国民}の公共団体及び国民(法人を含む。以下同じ。)に対する大韓民国のすべての債権及びその目的たる物並びに日本国及び^{公共団体}の公共団体に対する大韓民国国民のすべての債権及びその目的たる物であつて、財産及び請求権に關する問題の解決並びに経済協力に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)第二条にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとする。

第二条 日本国国民に対する大韓民国国民のすべての債権及びその目的たる物であつて、協定第二条にいう財産、権利及び利益に

該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその
権利が消滅したものとする。ただし、債権者が任意に弁済を行な
うことを妨げない。 (民法の特例) (昭和四十年六月二十二日)

第三条 前二条の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者
の権利の目的となつていた債権については、その権利が存続する
限りにおいて、適用しない。

第四条 第一条に掲げるもの以外の大韓民国のすべての物並びに日

後図保管物件
信託物件
条にいう財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和
四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとする。

第一条、第二条及び本条第一項の適用を受けるもののうち、株
主権の処理については次のとおりとする。

株主権
不動産
信託財産

五條 前三條に定める債權及び物を除く大韓民國の國民の物權その他の財産權であつて、協定第二條にいう財産、權利及び利益に該当するものについては、政令で定めるところによりその權利を消滅させることができる。

第六條 この法律の實施に關して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

[illegible]

四
分
子
（

壬子年九月廿五日

大英

口府 高松上の内迄
作庭の始末とし
てあり

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する
日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国
の債権等に関する特別措置法（案）

次に掲げる大韓民国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の
財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協
力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二條の財産、権利及
び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日におい
てその権利が消滅したものとす。ただし、株式又は出資について
は、その株券、出資証券その他これに準ずるものを保管する日本国
又はその国民に帰属するものとす。

- 一 日本国及びその国民に対する大韓民国及びその国民の債権及びその目的たる物（物に化体されている権利を含む。以下同じ。）
- 二 前号に掲げるもののほか、大韓民国が所有し又は保管する物及び日本国が保管する大韓民国国民の物についての権利
- 前項の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていたものについては、その権利の行使に必要な限りにおいて、適用しない。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（案）

- 1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものである。ただし、同日において第三者の権利（同条の財産、権利及び利益に該当するものを除く。）の目的となつ

ていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一 日本国又はその国民に対する債権及び債権の目的たる物（これに化体される権利を含む。次項において同じ。）

二 担保権であつて日本国若しくはその国民の所有する物又は

前号の債権を目的とするもの

2 日本国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物（不動産にあつては、同日からこの法律の施行の日までその保管がされているものに限り。）であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同年六月二十二日（不動産にあつては、

この法律の施行の日）においてその保管者に帰属するものとする。

3 物に化体される権利であつて協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、前二項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日以後これを行使することができないこととなつたものとし、その帰属については、政令で定めるところによる。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う大韓民国の債権等に関する特別措置法（案）

次に掲げる大韓民国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものについては、昭和四十年六月二十二日においてその権利が消滅したものとす。ただし、株式、出資その他これに準ずる権利については、当該株券、出資証券その他これに準ずるものを保管する日本国又はその国民に帰属するものとする。

一 日本国及びその国民に対する大韓民国及びその国民の債権及びその目的たる物（物に化体されている権利を含む。以下同じ。）の権利

二 前号に掲げるもの以外の大韓民国が保有する物の権利

三 日本国が保管する大韓民国国民の物の権利
前項の規定は、昭和四十年六月二十二日において第三者の権利の目的となつていた債権及び物については、その権利が存続する限りにおいて適用しない。その権利が担保権である場合において、その実行があつたときも同様とする。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

15

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との

間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律

1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとする。ただし、同日において第三者の権利（同条3の財産、権利及び利益に該当するものを除く。）の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一 日本国又はその国民に対する債権

二 担保権であつて、日本国又はその国民の有する物（証券に化体される権利を含む。次項に

おいて同じ。）又は債権を目的とするもの

2 日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同日においてその保管者に帰属したものとす。この場合において、株券の発行されていない株式については、その発行会社がその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の有する証券に化体される権利であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものについては、前二項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条3の規定に該当するその国民は、昭和四十年六月二十二日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなつたものとする。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

理由

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の
実施に伴い、同協定第二条3に規定する大韓民国及びその国民の財産、権利及び利益に対する措
置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。